

入 札 説 明 書

令和 7年 4月 9日
総務部公共施設管理課

- 1 工 事 名 狭山市市営住宅狭山台さくら野団地
エレベーター改修工事
- 2 工事場所 狭山市狭山台1丁目29番地の1
- 3 工 期 契約日から令和8年1月30日まで
- 4 工事概要 既設エレベーターの改修（かご枠・乗場三方枠等一部
既存部品を活用し、巻上機・制御盤・カゴ内装・乗場内
装・エレベーター機器の更新等）
上記に伴う建築工事及び電気工事一式
- 5 施工上の諸注意
 - ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い全
管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
 - ・工事の実施に際しては監督員・施設管理者と十分に連絡調整を図り実施すること。
 - ・工事用給排水電力等は受注者の責によるものとする。
 - ・周辺道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
 - ・搬入路及び周辺道路については関係部署と協議し事故防止に努めること。
 - ・住人や来訪者の安全及び施設運営に十分配慮して工事を行うこと。
 - ・資材置場、作業場については監督員と協議の上決定すること。
 - ・部分的に停電が発生する場合は監督員、施設運営者と協議の上承諾を受けたのち、
作業を行うこと。
- 6 そ の 他
 - ・落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律
第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼ
す事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあって
は、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を
当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
 - ・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取
扱い」の対象とする。
- 7 設計図書等に関する質問回答
 - 質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
 - 受付日時 令和7年4月14日（月） 午前10時まで
 - 回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。
 - 回答日時 令和7年4月17日（木） 午前10時から